

河南町建設工事等検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、河南町財務規則（昭和63年河南町規則第2号。以下「財務規則」という。）その他に特別の定めがあるものの他、工事及び工事に係る設計業務（以下「業務」という。）の検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督職員 工事主管課の財務規則第137条に規定する監督職員をいう。
- (2) 検査職員 検査主管課の財務規則第139条に規定する検査職員をいう。
- (3) 工事主管課長 工事等請負契約に係る設計及び施工を主管する課の長をいう。
- (4) 検査主管課長 工事等請負契約に係る検査を主管する課の長をいう。

(検査の実施区分)

第3条 検査職員が行う検査は、次の各号に掲げるものについて実施するものとする。
ただし、別表の各号に掲げる工事を除くことができる。

- (1) 契約金額が200万円を超える工事
- (2) 契約金額が100万円を超える業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査主管課長が特に必要と認めた工事及び業務

2 工事主管課長が行う検査は、前項各号に掲げる以外の工事及び業務について実施する。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完成検査 工事及び業務の完成（完了）を確認するための検査をいう。
- (2) 既済部分検査 工事及び業務の完成前（完了前）に代価の一部を支払う必要がある場合において工事及び業務の既済部分を確認するための検査をいう。
- (3) 随時検査 工事の途中において、随時行う検査をいう。

(検査の実施基準)

第5条 検査は、その工事及び業務の目的物が契約の内容どおり適性に行われているかどうかを契約書、仕様書及び設計書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）と対比して、その適否を判定する。

2 検査のうち、外部から明視できない部分の検査については、工事写真、関係資料及び監督職員の記録等により行うことができる。

3 工事の検査は、原則として次の順序で行う。

- (1) 監督職員から設計施工上の問題点等について事情聴取するほか、工事月報、工事写真、各種資材の試験結果表、施工図見本等を検査する。
- (2) 現場を巡視し、設計図書と現場施工を照合確認するとともに工程表に照らし、工事の出来形を確認する。この場合において、既済部分検査にあつては、施工済部分検収済材料を内訳明細書と照合確認する。
- (3) 手直し箇所及び指示事項等があるときは監督職員と協議の上、監督職員を通じ必要な指示を行う。

4 業務の検査は、成果品引渡し時に立会いし、前各号に準じて行うこととする。

(設計図書等の事前検討)

第6条 検査職員は、工事の検査の実施に先立ち、監督職員に対し、当該工事の設計図書等の提出を求め、内容を通覧しなければならない。

(現場での準備)

第7条 検査職員は、検査に先立ち監督職員に、現地において出来形を測定し検査に必要な起点、測点、仮ベンチマーク等が確認できるよう指示することができる。

2 検査職員は、監督職員に検査に必要な人員、器材等の準備を求めることができる。

(検査職員の権限)

第8条 検査職員が必要と認めるときは、工事の一部の破壊等により確認することができる。

2 検査職員は、検査で必要と認めるときは、監督職員又は請負人に対し、関係書類の提出又は工事に関する説明を求めることができる。

(検査の手続)

第9条 工事主管課長は、第3条第1項に規定する検査を必要とするときは、工事(業務)完成(完了)検査依頼書(様式第1号)、工事(業務)既済部分検査依頼書(様式第2号)又は工事随時検査依頼書(様式第3号)に必要な書類を添えて、速やかに検査主管課長に提出しなければならない。

2 工事主管課長は、前項の規定により工事の完成検査を依頼するときは、河南町建設工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)に基づき作成した工事成績採点表を添付するものとする。

- 3 検査主管課長は、第1項の規定による検査の依頼を受けたときは、速やかに検査の実施日時を工事（業務）完成（完了）検査通知書（様式第4号）、工事（業務）既済部分検査通知書（様式第5号）又は工事随時検査通知書（様式第6号）により工事主管課長に通知しなければならない。

（検査の立会い）

第10条 工事の検査は、次の各号に掲げる工事関係者の立会いの上で行うものとする。
ただし、随時検査の場合は、この限りでない。

- (1) 監督職員
- (2) 請負者又は現場代理人及び主任（監理）技術者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査職員が必要と認める者

- 2 検査職員は、検査の執行に支障を与えるおそれのある者を検査に立ち会わさないことができる。

（検査の中止等）

第11条 検査職員は、次の各号に掲げる場合には、検査を中止することができる。

- (1) 立ち会うべき者が立ち会うことができない場合
- (2) 残工事又は手直し工事がある場合
- (3) 検査職員の職務執行を妨げ、又はそのおそれのある場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により検査が困難な場合

- 2 検査職員は、前項の規定により検査を中止した場合は、速やかに検査主管課長に報告しなければならない。

- 3 検査主管課長は、前項の報告を受けた場合は、検査職員に必要な指示を与えるとともに、適宜の措置を執らなければならない。

（工事完成の確認及び成績評定）

第12条 監督職員は、検査職員が行う工事の検査を受けようとするときは、検査に先立って工事の完成を確認し、別に定める評定要領により評定を行わなければならない。

（手直しの指示等）

第13条 検査主管課長は、対象工事及び業務の検査の結果、契約の内容に適合しないものであると認めたときは、期限を定めて請負者に手直しをするよう指示するとともに、その旨を工事主管課長に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による指示は、手直し指示書（様式第7号）により行うものとする。た

だし、軽微なものについては口頭によることができる。

3 工事主管課長は、手直し工事及び手直し業務が完了したときは、手直し工事（業務）完了届（様式第 8 号）を検査主管課長に提出しなければならない。

4 検査職員は、前項の規定による手直し工事（業務）完了届の提出があったときは、再度対象工事及び業務の検査を行うものとする。

（工事成績の評定）

第 14 条 検査職員は、工事の完成検査を実施したときは、評定要領に基づき、工事成績採点表を作成しなければならない。

（検査の報告等）

第 15 条 検査職員は、完成（完了）検査又は既済部分検査を行った場合において、その結果が、請負人の給付が契約内容に適合したものであると認めるときは、速やかに工事（業務）完成（完了）検査報告書（様式第 9 号）又は工事（業務）既済部分検査報告書（様式第 10 号）を作成しなければならない。

2 検査主管課長は、前項の規定により作成された工事（業務）完成（完了）検査報告書又は工事（業務）既済部分検査報告書を確認し、工事主管課長にその写しを送付しなければならない。

（委託検査の場合の措置）

第 16 条 検査主管課長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 4 項により、検査職員以外の者（以下「委託検査員」という。）に委託して検査を行わせる場合には、委託検査員から当該検査についての検査結果報告等検査内容を明らかにする書類を提出させるものとする。

2 検査主管課長は、委託職員が行う完成検査に当たっては、検査職員を立ち合わせることができる。

3 第 15 条の規定は、委託検査員が行う検査の場合に準用する。

（検査結果の通知）

第 17 条 町長は、完成検査の結果、合格と認めたとき又は既済部分検査の結果、既済部分を認めたときは、工事（業務）完成（完了）・既済部分検査結果通知書（様式第 11 号）を直ちに請負者に交付するものとする。

（工事主管課長の実施する検査）

第 18 条 第 3 条第 2 項に規定する検査については、検査主管課長が実施する検査の例により行わなければならない。

2 前項の場合において、工事主管課長は当該工事の監督職員以外の者を指定して検査を行わせるものとする。

(細則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、工事等検査の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 8 日から施行し、平成 17 年度の工事及び業務から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

検査を省略することができる工事
(1) 仮設、しゅんせつ及び薬液注入工事等確認が不可能な部分
(2) 災害応急復旧に関するもの
(3) 特殊機械器具の構造及び性能に関する部分
(4) 国宝、文化財及び史跡名勝記念物等の特殊なもの
(5) ガス供給本管及びその付属保安装置等に関するもの
(6) 各号に掲げるもののほか、検査主管課長が特に認めたもの